

一財福陸発第 号
令和 年 月 日

関係団体長様

一般財団法人
福井陸上競技協会
会長 八木 誠一郎
(公印省略)

2026年度福井陸上競技協会共催および後援大会の申請について（依頼）

初冬の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から本協会発展のため、格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

つきましては、令和8年度の大会について下記の通り当協会の共催及び後援の申請をご提出くださるようお願い申し上げます。尚、7月、8月の大会については「福井陸上競技協会暑熱対策について」に沿った計画をしていただきますようお願いします。

記

1. 共催・後援申請用紙 ※福井陸協ホームページの書式ダウンロード
よりダウンロード可能
2. 共催・後援大会の申請方法 (添付資料1) ※熟読をお願いします
3. 共催・後援大会の違いについて (添付資料2) ※熟読をお願いします

申請書提出期限 令和8年1月23日（金）厳守

(添付資料1)

大会の共催・後援の申請方法について(添付資料2も熟読してください)

1 申請用紙をホームページよりダウンロードして必要事項を記入しメールにて提出する。その際、添付書類として大会要項およびプログラム1冊を提出する。締め切りまでに大会要項の作成が間に合わない場合は前年度のものを送付すること。

(インターネット環境が無い場合は別紙書式を記入し、下記宛まで郵送可)

2 申請書の締め切りは1月23日(金)厳守とします。共済金・後援金の締め切りについては2/20(金)とします。

入金が確認された時点で正式に受理したものとし、日本陸連に申請します。

* 1月25日(日)に福井陸上競技協会理事会にて諮り、承認後に日本陸上競技連盟に申請いたします。期限に遅れますと共催・後援の決済ができませんのでご注意ください。

3 共催・後援申請費用について

共催 10,000円

後援 5,000円

* 申請書提出と同時に上記費用を下記の銀行口座に振込で納入をお願いします。

振込先

ゆうちょ銀行

普通預金 00760 3 101120

一般財団法人 福井陸上競技協会

会長 八木誠一郎

※ ゆうちょ銀行以外から振込みの場合

店名 ○七九(ゼロナナキュウ)

預金種目 普通 口座番号 0101120

【申請書提出先】

一般財団法人 福井陸上競技協会事務局

〒918-8585 福井県福井市三十八社町33-66

フクビ化学工業株式会社内

電話 0776-38-0360 FAX 0776-38-0361

メールアドレス fukui-rikkyo@clock.ocn.ne.jp

(添付資料2)

共催と後援の違いについて

1 福井陸上競技協会共催とは

- ① 福井陸上競技協会の年間競技カレンダーに記載される。
 - ② 大会要項、大会プログラムに共催の記載が許可される。
 - ③ 福井陸上競技協会によって審査され、日本陸上競技連盟に**公認記録として申請できる大会**と申請できない大会に区別される。申請できる大会は日本陸上競技連盟の陸上競技カレンダーに登録ができる。（登録は2月中旬より）
 - ④ ③において日本陸上競技連盟の陸上競技カレンダーに登録された大会は、公認大会であるので出席された審判員に対して審判手帳に押印する。
- ※ 注意 県陸協が調査し、公認審判員で運営されていないと判断した場合は、公認申請できません。

2 福井陸上競技協会後援とは

- ① 福井陸上競技協会の年間競技カレンダーに記載される。
- ② 大会要項、大会プログラムに後援の記載が許可される。

【公認大会（公認記録となる大会）になる要件について】

- ① 福井陸上競技協会主催または共催でなければ、公認競技会とならず日本陸上競技連盟へ公認記録としての申請はできない。後援は公認大会にはならない。
- ② 公認大会でなくても日本陸連競技規則に則り行われる大会は、後援以上であることが望ましい。
- ③ ③については、日本陸上競技連盟の公認競技会の審査基準として下記のようなものが示されている。よって申請されたもの全てが日本陸上競技連盟の陸上カレンダーには記載されない。

日本陸上競技連盟寄付行為細則第6章、陸上競技会及び出場資格の第20条（競技会の要件）

本連盟が公認する競技会は、次の要件をみたすものでなければならない。

- 1 主催者が日本陸連(福井陸協以下に加盟の陸上競技協会)であること。
- 2 原則として参加競技者は本連盟会員であること。
- 3 本連盟の競技規則で行われること。
- 4 日本陸連の公認をとった競技場で開催すること。
- 5 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。
- 6 競技会開催前に県陸協を通じて申請され、承認を受けた競技会であること。
- 7 競技結果を日本陸連が定める方法及び様式で競技会終了後30日以内に提出されていること。